

放課後児童健全育成事業所 運営法人及び運営主体各位

横浜市こども青少年局
放課後児童育成課長

6月15日以降の利用自粛要請に伴う利用料返還と夏季休業期間後の対応について（通知）
〈新型コロナウイルス感染症関連通知 その25〉

日頃から、本市の放課後児童健全育成事業にご協力いただき、誠にありがとうございます。

各クラブにおかれましては感染防止のため、手洗いの徹底や3密とならないよう様々な工夫も行いながら感染症対策をとっていただいていることに感謝申し上げます。

6月15日以降の利用自粛要請に伴う利用料返還について、お知らせいたします。

また、既に通知その24において周知していますが、夏季休業期間後の放課後児童健全育成事業の対応について改めてお知らせします。

放課後事業に携わる皆様におかれましても、感染症・熱中症対策を行いながらも、ご自身の健康管理にも留意していただき、子どもたちが安全・安心に過ごすことができるよう取り組んでいただきますよう、引き続きお願いいたします。

1 6月15日以降の利用自粛要請に伴う利用料返還について

令和2年6月15日以降、クラブの休止等に伴い利用ができなかった場合は、下記のとおり、利用料の返還を行います。

お手数をおかけいたしますが、利用料の返還にご理解・ご協力いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

(1) 利用料返還の要件

令和2年6月15日以降において、下記の(ア)～(キ)の要件に該当する場合は、「横浜市放課後児童健全育成事業の利用自粛要請に伴う利用料返還補助金交付要綱」に基づき、日割りの利用料の返還を行います。

	要件	対象児童
(ア)	利用児童のPCR検査受検が決定したのち、結果が出るまで	当該児童
(イ)	利用児童が濃厚接触者に特定され、健康観察期間が終了するまで	当該児童
(ウ)	利用児童が感染したのち、利用可能となるまで	当該児童
(エ)	学校で児童や教職員の感染が確認され、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業に伴い、児童がクラブを利用できなかった期間	当該学校に在籍している児童

(オ)	クラブにおいて感染者が出たのち、保健所の行動調査まで	在籍する児童
(カ)	保健所の行動調査の結果、閉所となった期間	在籍する児童
(キ)	外国政府による日本への渡航制限、日本国政府による入国制限等により日本に入国できないとき。または入国後に経過観察を受けている期間	当該児童

(2) 補助対象期間

上記(1)の要件のうち、(ア)・(イ)・(ウ)については、児童によって期間が異なるため、保護者から新型コロナウイルス感染症に関する報告を受けた際には、以下の期間の起点及び終点について確認し、下記(4)で述べる区こども家庭支援課に状況を報告する際に、報告をしてください。

要件		期間の起点	期間の終点
(ア)	利用児童のPCR検査受検が決定したのち、結果が出るまで	PCR検査の受検が決定した日	PCR検査の結果が出た日
(イ)	利用児童が濃厚接触者に特定され、健康観察期間が終了するまで	「PCR検査の受検が決定した日」もしくは「濃厚接触者に特定された日」で早い日	健康観察期間の最終日（PCR検査で陰性となった場合でも）
(ウ)	利用児童が感染したのち、利用可能となるまで	「PCR検査の受検が決定した日」もしくは「濃厚接触者に特定された日」で早い日	通所が可能になった日

また、要件の(キ)については、別途提出していただく書類がありますので、該当する案件がありましたら、下記の間合せ先までご連絡ください。

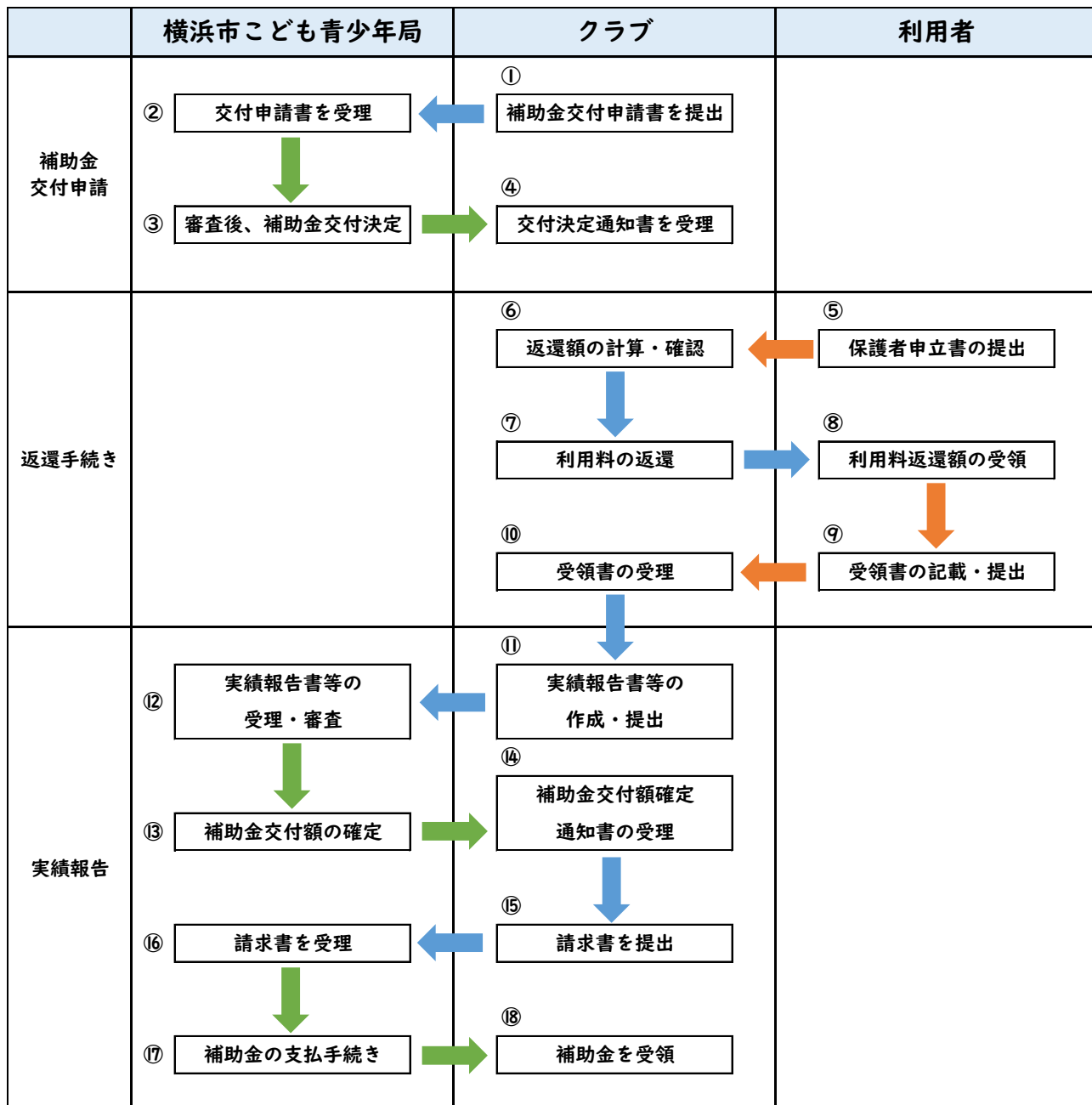
(3) 補助金の申請方法

上記(1)の要件に該当する事案が発生した場合は、一連の事案に関する利用自粛期間が終了した日から30日以内を目安に「横浜市放課後児童健全育成事業の利用自粛要請に伴う利用料返還補助金」(以下、「補助金」という。)の補助金交付申請を行ってください。(本通知より以前に発生した案件については、本通知を確認後、速やかに補助金交付申請を行ってください)

また、「6月15日以降の利用自粛要請に伴う利用料返還」は、先日実施した「4月8日から6月14日の利用自粛要請に伴う利用料返還」と事務の流れが異なり、実績報告後に補助金額を確定し、交付する確定払となります。下記の「利用料返還の流れ」をご確認ください。

なお、補助金の交付申請にあたっては、当課から書類の作成方法等をご案内しますので、申請書類を作成する前に下記の間合せ先までご連絡ください。

【利用料返還の流れ】



(4) 新型コロナウイルス感染症が発生した場合の報告

クラブの利用児童及び職員が、新型コロナウイルスに感染した場合や濃厚接触者に特定された場合等は、早急に区役所こども家庭支援課に報告することとしています。

(「横浜市放課後児童健全育成事業所のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の28～30ページ参照)

また、利用料返還に関しては、補助金の申請後、上記(1)の要件の該当の可否について、こども青少年局と各区役所の間で、クラブからの報告内容をもとに確認を行います。

該当する事案が発生した場合や未だ報告をしていない案件がありましたら、速やかに区役所こども家庭支援課に報告をしてください。

また、保護者から新型コロナウイルス感染症に関する報告をクラブが受けた場合は、

個人情報の取扱いに十分注意するとともに、人権にも十分配慮するようにしてください。

(5) 保護者への周知

6月15日以降の利用料返還に関する保護者への周知について、本市から保護者への連絡事項を記載した「お知らせ文」(別紙1・2)を作成しました。

お手数をおかけしますが、登録者^(※)に周知をしてください。

(※)キッズクラブの登録者への周知について、学校の閉庁期間中での周知が難しい場合は、夏休み終了後、速やかに周知をしてください。

2 放課後児童健全育成事業の運営について(夏季休業期間後)

(1) 放課後キッズクラブ

引き続き、利用区分2の児童に加え、限定的に利用区分1の児童の受入れをしてください。ただし、当面の間は、3つの密を防ぐ観点から、時間・日数・学年を限定(1時間限定、利用できるのは週2日以内、月曜日は1年生のみ等)して行うなど、学校やクラブの状況等に応じて受入れを行ってください。

なお、給食がない日(土曜・長期休業期間中は除く)については、原則、利用区分2の児童のみの利用とします。(定員に余裕がある場合は、一時利用者(800円/回)の受入れも可能)

また、利用区分1の受入れ方法については、現在の対応から変更がない限り本市からの通知は行いません。

(2) 放課後児童クラブ

利用自粛の要請はありませんので、引き続き、通常通り開所してください。

〈添付資料〉

別紙1 保護者向けお知らせ文(キッズクラブ用)

別紙2 保護者向けお知らせ文(児童クラブ、放課後児童健全育成事業所用)

別紙3 事業所向けFAQ(キッズクラブ用)

横浜市こども青少年局放課後児童育成課
(放課後キッズクラブ)
大岩、唐澤、深瀬、浅野目、杉本、芳村
Tel: 671-4068
(放課後児童クラブ、放課後児童健全育成事業)
田邊、砂、土橋
Tel: 671-4446

令和2年8月7日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局
放課後児童育成課長

放課後児童健全育成事業所の利用に関するお願いと利用料の返還について

日頃から、放課後児童健全育成事業所の運営にご協力いただき、ありがとうございます。
緊急事態宣言が解除された後においても、市中では新型コロナウイルスの新規感染者が依然として発生しています。

放課後児童健全育成事業所（以下、「クラブ」という）の利用に関する留意事項及び新型コロナウイルス感染症対策に起因するクラブの休止等に伴う利用料の返還（6月15日以降）について、お知らせいたします。

1 新型コロナウイルス感染症発症時等について

(1) クラブの利用にあたって

毎朝の健康観察を徹底していただき、お子さまの体調が普段と違う場合は、無理をせず、ご家庭で安静にする等の対応をお願いします。

また、お子さまが次に該当する場合、クラブの利用はしないでください。

- ◆体調不良（発熱、せき、倦怠感、息苦しさ、頭痛の症状等）の場合
- ◆過去に発熱や呼吸器症状が認められる場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸時症状が改善傾向となるまで

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため利用を自粛していただく場合

お子さまが次に該当する場合、クラブは利用できません。（利用料返還の対象）

- ◆PCR検査が必要であると診断され、検査結果が出るまでの期間
- ◆利用児童が濃厚接触者に特定され、健康観察期間が終了するまでの期間（PCR検査で陰性となった場合でも）
- ◆利用児童の感染が確認され、利用可能となるまでの期間

(3) クラブへの報告のお願い

お子さまが次に該当する場合については、クラブへの報告にご協力をお願いします。

- ◇PCR検査が必要であると診断された場合（またはPCR検査を受検した場合）
- ◇濃厚接触者に特定された場合
- ◇感染が確認された場合

※学校に連絡したことをもって、クラブに連絡は伝わりません。

お手数ですが、クラブにも報告してください。

2 利用自粛に伴う利用料の返還について

(1) 利用料返還の要件

令和2年6月15日以降において、次の（ア）～（キ）の要件に該当し、クラブの利用ができなかった場合は、日割りの利用料の返還を行います。

	要件	対象児童
(ア)	利用児童のPCR検査受検が決定したのち、結果が出るまで	当該児童
(イ)	利用児童が濃厚接触者に特定され、健康観察期間が終了するまで	当該児童
(ウ)	利用児童が感染したのち、利用可能となるまで	当該児童
(エ)	学校での感染が確認され、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業に伴い、児童がクラブを利用できなかった期間	当該学校に在籍している児童
(オ)	クラブにおいて感染者が出たのち、保健所の行動調査まで	在籍する児童
(カ)	保健所の行動調査の結果、閉所となった期間	在籍する児童
(キ)	外国政府による日本への渡航制限、日本国政府による入国制限等により日本に入国できないとき。または入国後に経過観察を受けている期間	当該児童

上記(1)の要件のうち、(ア)・(イ)・(ウ)については、お子さまによって期間が異なるため、以下の期間の起点及び終点について、クラブに報告をしてください。

また、(キ)については、別途提出していただく書類がありますので、該当する方は、クラブにご連絡ください。

	要件	期間の起点	期間の終点
(ア)	利用児童のPCR検査受検が決定したのち、結果が出るまで	PCR検査の受検が決定した日	PCR検査の結果が出た日
(イ)	利用児童が濃厚接触者に特定され、健康観察期間が終了するまで	「PCR検査の受検が決定した日」もしくは「濃厚接触者に特定された日」で早い日	健康観察期間の最終日（PCR検査で陰性となった場合でも）
(ウ)	利用児童が感染したのち、利用可能となるまで	「PCR検査の受検が決定した日」もしくは「濃厚接触者に特定された日」で早い日	通所が可能になった日

(2) 利用料返還の対象期間

上記(1)の要件に該当し、クラブの利用ができなかった期間

(3) 返還額の計算方法

$\text{日額保育料}^{\ast 1} \times \text{利用しなかった日数}^{\ast 2} = \text{補助額（返還額）}$

※1 【日額保育料】

補助対象期間の各月ごとに、以下のとおり算定します。

①「月額保育料(実費分除く)」÷ ②利用予定日数 = ③日額保育料(上限500円)

※2 【利用自粛等により利用しなかった日数】

「②利用予定日数」のうち、利用しなかった日数です。

(4) 利用料の返還方法

上記(1)の要件に該当し、利用料の返還を希望する場合は、クラブに申出をしてください。その後、クラブの運営主体から、クラブの利用ができなかった日数分の利用料の返還を受けてください。利用料返還にあたっては、「申立書兼受領書」をクラブに提出していただきますので、ご協力をお願いします。